

売木村自然休養村管理センター 指定管理者業務基準

令和3年7月

長野県下伊那郡売木村

目 次

I 基本指針	
1 自然休養村管理センター	2
2 ささゆり荘	2
3 体育施設	2
II 施設運営に関する業務基準	
1 休館日及び開館時間について	2
2 施設及び設備の貸出し	2
3 利用料の設定	3
4 利用の承認	3
5 利用承認の取り消し	3
6 施設の損傷及び滅失の届出	3
7 受付等窓口業務	3
8 日報、帳票類の作成	3
9 その他	3
III 施設管理に関する業務基準	
1 保守管理業務	3
2 目的外使用許可	5
IV その他業務	
1 事業計画書及び収支計算書の作成	5
2 事業報告書の作成	5
3 利用統計	5
4 施設運営の改善	5
5 自己評価書	5
6 引継	5
V 職員の配置	5
VI 物品の帰属等	
1 物品の帰属	6
2 注意義務	6
3 処分等	6
4 報告	6
VII 調査及び監査等	6
VIII 留意事項	
1 施設の管理運営に関する留意事項	6
2 保険	6

I 基本指針

1 自然休養村管理センター

売木村自然休養村管理センターの設置及び管理等に関する条例第2条に規定する「自然休養村の円滑な運営と、観光農林漁業農家の育成に寄与する施設として」の役割を十分に発揮できる施設運営を行う。

2 ささゆり荘

売木村温泉利用宿泊交流施設ささゆり荘の設置及び管理等に関する条例第2条に規定する「温泉の有効利用と、村民の健康づくり、交流の拡大及び観光振興に寄与する施設として」の役割を十分に発揮できる施設運営を行う。

3 体育施設

売木村体育施設の設置及び管理等に関する条例第2条に規定する「住民の健康と福祉、健全な精神、体力の増進に寄与する施設として」の役割を十分に発揮できる施設運営を行う。

ここでの体育施設は「売木村民グラウンド」「売木村民テニスコート」をいう。

上記施設を総称して、以下「自然休養村管理センター」という。

II 施設運営に関する業務基準

自然休養村管理センター利用者が、安全、安心、快適に利用できるよう、節度ある接遇及び運営を行うこと。

1 休館日及び開館時間について

(1) 休館日

休館日を次のとおりとし、それ以外を開館日とする。ただし、アからウまでに開ならず、指定管理者は、必要があると認めるときは、売木村長の承認を得て、休館日を臨時に変更し、又は、臨時に休館日を定めることができる。

ア 火曜日

イ 12月29日から1月3日まで

(2) 開館時間

午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、村長の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができる。この場合、村長の承認を得るとともに、事前に利用者に告知すること。

2 施設の利用及び設備の貸出し

指定管理者は、自然休養村管理センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用に際しては、原則として、施設等を利用しようとする者から利用の申込みを受けて行う。

3 利用料の設定

利用料金の設定にあたり指定管理者は、公営の施設として、村民及び村内を訪れる観光客が利用しやすい料金設定を行うこととし、村長との協議により定める。

4 利用の承認

指定管理者は、施設等を利用しようとする者に対して利用の承認を行う。

5 利用承認の取り消し

指定管理者は、利用の承認を受けた者が次のいずれかに該当する場合又は必要と認めるときは、使用承認を取り消し、又は施設の利用を中止させることができる。

- (1) 施設における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他指定管理者がその利用を不相当と認めるとき。

6 施設の損傷及び滅失の届出

指定管理者は、利用者が施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を売木村長に届け出なければならない。

7 受付等窓口業務

指定管理者は、施設の受付及び予約管理業務に常時1名以上配置し、利用者へのサービスに支障のないようにすること。また、施設及び周辺観光施設の案内業務を行うこと。

8 日報、帳票類の作成

指定管理者は、日報、各種帳票類を作成し、施設運営及び利用者数等を記録し、村長より要請があった場合は速やかに開示すること。

9 その他

指定管理者は、施設内や案内パンフレット等に、指定管理者により管理・運営されている施設であることを表示すること。

Ⅲ 施設管理に関する業務基準

1 保守管理業務

(1) 建築物の保守管理

建築物について、外壁、内壁等の状態を監視、維持すること。

(2) 建築設備の保守管理

建築設備等について、検査、日常点検、法定点検、定期点検及び清掃を行い、状態、性能を維持すること。

- a 消防防災設備点検
- b 電気設備点検
- c 給排水設備点検

- d ボイラーの点検整備
- e 温泉設備の点検整備

(3) 備品等の保守管理

ア 備品の保守管理

施設を利用する者の安全を図るため、備品の日常の維持、管理を行うこと。破損、不具合等が発生した場合は、直ちに使用を停止する措置を行い、村長に報告を行うこと。

イ 事務備品

施設の運営に支障をきたさないよう事務備品の維持、管理を行うこと。破損、不具合等が発生した場合は、村長に報告を行うこと。

ウ 事務備品消耗品

施設の運営に支障をきたさないよう必要な消耗品の購入、管理を行うこと。また、不具合等が発生したものは、随時更新を行うこと。

エ 重要物品

別に指定する重要物品について、施設の運営に支障をきたさないよう保守点検を行い、破損、不具合が生じた場合は、直ちに村長に報告を行うこと。

(4) 保守警備業務

施設内の秩序を維持し、事故、火災等の災害及び破壊等の犯罪の発生を警戒、防止し、利用者の安全を守るとともに財産の保全を図るため、保安警備を適切に行うこと。

ア 事故、災害及び犯罪等から利用者の安全を図ることができるよう適切な管理体制を整備、維持すること。

イ 入退出者等を適切に管理すること。

(5) 施設保全業務

利用者が施設を安心して利用できるよう、施設の点検、保全に勤めること。建築物及び設備等に不具合を発見した場合は、速やかに村長に報告すること。指定管理者又は利用者の責めに追わない修繕費は、村と協議の上、負担割合を定めることとする。

(6) 清掃等業務

利用者が施設を安心して利用でき、かつ不快を感じぬよう、日常清掃及び整備を実施すること。

ア 汚れやすい便所、浴室等については、常に衛生的な状態を維持すること。

イ 施設から排出される廃棄物については、村の指定する処理方法に従い処理すること。

ウ 敷地内の草刈り、清掃を定期的に行うこと。

エ 敷地内の除雪を行うこと。

2 目的外使用許可

宿泊、交流、食事、体育施設及び用具の提供、及び物品販売を除く他の目的で施設を使用する場合は、村長に対して目的外使用許可の申請を行い、許可を得なければならない。

IV その他業務

1 事業計画書及び収支計算書の作成

指定管理者は、次年度の事業計画について村長と調整を行った上、毎年3月末までに次年度の事業計画及び収支予算書を村長に提出して、その承認を得ること。

なお、事業計画書及び収支予算書は、売木村公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則に規定する様式を使用すること。

2 事業報告書の作成

指定管理者は、前年度の事業報告書を毎年4月末までに作成の上、村長に提出し、その承認を得ること。なお、事業報告書は、売木村公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則に規定する様式を使用すること。

3 利用統計

施設利用者等の集計・分析を行った上で村長に報告し、業務へ反映すること。

4 施設運営の改善

施設利用者へのアンケートを実施する等、施設運営の改善を図ること。

5 自己評価書

- (1) 利用者からの要望、不満等について把握に努め、把握した要望等については月ごとにまとめ、翌月の末までに村長に報告すること。
- (2) 毎年度末に、毎年の活動内容（事業計画達成度、利用者の満足度等）を自己評価し、売木村長に報告すること。

6 引継

指定管理者は、指定期間終了時に引継ぎ書を作成し、次期指定管理者が施設の業務を円滑かつ支障なく遂行できるように、引継ぎを行わなければならない。

V 職員の配置

- 1 労働基準法等労働関係法令を遵守すること。
- 2 施設の管理運営責任者を常勤雇用で1名配置すること。
- 3 防火管理者を置くこと。

VI 物品の帰属等

1 物品の帰属

備え付けの物品は売木村に帰属する。

指定管理者が指定期間中に村から支払われた費用により購入した物品については、指定管理者に帰属するものとする。

なお、備え付けの物品については、別途提示する。

2 注意義務

物品の使用及び保管については、善良な指定管理者の注意義務をもって行うこと。

3 処分等

指定管理者は、売木村に帰属する物品で、処分等の異動があったときは、その都度村長に報告すること。なお、売木村が定めた重要物品の処分については、事前に村長の承認を要する。

また、村から示された備品及び重要物品一覧表等により整理すること。

4 報告

指定管理者は、売木村に帰属する物品について、3月末の現在高と照合の上、毎年4月末までに売木村へ報告すること。

VII 調査及び監査等

村は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者の管理する施設の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

VIII 留意事項

1 施設の管理運営に関する留意事項

(1) 開館日等

臨時休館日、開館時間の延長等については、事前に村長の承認を得ること。

(2) 優先利用

村が施設（駐車場を含む。）を利用する場合、指定管理者は村と事前に協議し、優先的に利用の許可をすること。

(3) その他

防火及び防災に努めること。

2 損害賠償

村に施設設置者として瑕疵があって、指定管理者または第三者に損害を与えた場合は、村が損害賠償責任を負うものとする。ただし、その損害が指定管理者の責任に起因したものについては、村が指定管理者に求償できるものとする。

火災保険に関しては、村が加入する。

I 指定管理者募集の目的

売木村では、平成12年に地域農産物活用型総合交流促進施設（以下「うるぎふるさと館」という。）を設置し、「地域農産物を利用した加工販売や地域に伝わる生活様式の伝承を通じて、都市と農村との交流を図ることを目的とした施設」として、村民及び来村した観光客の利用に供してきたところです。このたび、当施設を中心とし駐車場等周辺を含めた施設一帯が平成30年11月1日に道の駅 南信州うるぎとして開駅しました。従来の目的に加え、さらに多くの地域資源を複合的に有効活用し「休憩機能」「情報発信機能」「地域連携機能」を併せ持つ道の駅の実現に向け、管理運営を効果的かつ効率的に行うため地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

II 施設の概要

（1）名称及び所在地

- ア 名称 道の駅 南信州うるぎ
- イ 所在地 長野県下伊那郡売木村 543 番地 1

（2）施設の設置目的

道路の利用者に対し良好な休憩場所を提供し、地域情報の発信及び地元産品の販売や地域の食材をベースとした食の提供等を行い、当村の活性化を図ることを目的とする。

（3）施設等の概要

- ア 敷地面積 3, 398 m²
- イ 建物構造 木造平屋地上1階（うるぎふるさと館）
- ウ 建物延床面積 793. 37 m²
- エ 施設内容
 - ①公衆便所
 - ②駐車場（大型2台, 小型24台, 身障者3台）
 - ③休憩コーナー
 - ④農産物直売所
 - ⑤レストラン
 - ⑥観光案内所
 - ⑦食品加工所
 - ⑧ふるさと資料館
 - ⑨トイレ
 - ⑩屋外冷蔵庫
 - ⑪精米機
 - ⑫その他（付随する地域振興施設等）

III 管理にあたっての条件

1 指定管理者が行う業務

指定管理者は、次の業務を行うこととします。

詳細は、別に定める「道の駅南信州うるぎ指定管理者業基準」に従い実施することとします。

（1）道の駅 南信州うるぎ施設の利用に関する業務

- ア 休憩機能としての施設管理運営業務

I 基本指針

道の駅 南信州うるぎ

地域資源を複合的に有効活用し「休憩機能」「情報発信機能」「地域連携機能」を併せ持つ道の駅の実現に向け、地域情報の発信及び地元産品の販売や地域の食材をベースとした食の提供等を行い、当村の活性化を図るという施設の役割を十分に発揮できる施設運営を行う。

II 施設運営に関する業務基準

道の駅 南信州うるぎの管理運営に関する業務基準は次のとおりとする。

1 営業日及び営業時間について

(1) 休業日

休業日は原則として次のとおりとし、それ以外を営業日とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、売木村長の承認を得て、休館日を変更し、又は、休館日を定めることができる。

ア 毎週木曜日

イ 12月29日から1月3日まで

(2) 営業時間

営業時間は原則として午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、村長の承認を得て、営業時間を変更することができる。この場合、村長の承認を得るとともに、事前に利用者に告知すること。

また、業務時間は、原則として開店の1時間前から閉店の1時間後までとし、営業時間を変更するときは、業務時間も変更することができる。

(3) 道の駅の対応施設

道の駅の対応施設（公衆便所、駐車場、休憩コーナー等）は、24時間施設運営を行うこととする。

2 施設及び設備の貸出し

指定管理者は、施設の利用に際しては、原則として、施設を利用しようとする者から利用の申込みを受けて行う。

3 利用料の設定

利用料金の設定にあたり指定管理者は、公営の施設として、村民及び村内を訪れる観光客が利用しやすい料金設定を行うこととし、村長の承認の上、協定書に記載する。

4 利用の承認

指定管理者は、施設を利用しようとする者に対して利用の承認を行う。

5 利用承認の取り消し

指定管理者は、利用の承認を受けた者が次のいずれかに該当する場合又は必要と認めたとときは、使用承認を取り消し、又は施設の利用を中止させることができる。